

第1次中期事業計画（平成18年度～平成20年度）

1. 業務運営方針

三重県信用保証協会は公的な「保証機関」として国及び地方公共団体の施策に呼応し、各種政策保証の推進等により多様化する資金需要に対応しつつ、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の活力ある発展に貢献するため、平成18年度から20年度までの3ヵ年間の業務上の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組むこととします。

（1）経営支援・再生支援体制の整備、強化

経営支援・再生支援への取組みのため、「経営相談室」及び「再生支援室」の充実を図り、経営改善計画や事業再生プランの作成に対する具体的な提案・助言、財団法人三重県産業支援センターの専門家派遣事業の紹介を通じた財務管理アドバイスやビジネスマッチング等、中小企業者の経営支援・再生支援のための適切なアドバイス等を行うこととします。

（2）保証制度の多様化・柔軟化への対応

直接金融商品であり適債要件の拡大された特定社債保証制度の更なる推進と不動産担保に依存しない資金調達方法として創設された売掛債権担保保証制度の更なる利用促進を図ります。

さらには担い手の多様化として保険対象金融機関に追加された「信託会社」についても、中小企業者の資金調達の一層の円滑化に資するため、積極的な連携強化により新たな顧客獲得を図ります。

(3) 政策保証の推進

業況の悪化や災害により大きな打撃を受けている中小企業に対しては、資金繰りの円滑化を支援するためセーフティネット保証の積極的かつ弾力的な取組みを行います。また、資金繰り円滑化借換保証、経営革新関連保証などを活用して、きめ細かで迅速な対応、親身な相談をも行います。

一方、三重県とも密接に連携し、県制度（保証料補給有り）の推進を図り、中小企業者の資金調達の円滑化に努めます。

(4) 利便性の向上に向けた努力

C R D (中小企業信用リスク情報データベース)と審査支援システムの活用により、顧客の経営実績の客観的分析と、きめ細かなデータによる総合的判断の導入により保証能力の強化を図るとともに、金融機関との情報の共有化を推進し、審査の効率化と迅速化を進めます。

また、遠距離顧客のため、出前相談会の実施やサテライトオフィスの設置を検討します。

(5) リスク考慮型保証料率体系及び金融機関との適切な責任分担制度の導入に伴う影響把握

平成18年4月から導入されるリスク考慮型保証料率体系及び平成19年4月以降に予定されている金融機関との適切な責任分担制度の導入による中小企業者及び金融機関に対する影響等について実態把握に努めます。

(6) 期中管理の充実

金融機関との連携強化による中小企業者の早期実態把握に努めるとともに、必要に応じ経営支援または再生支援を行うなど期中管理の充実・強化を図ります。

(7) 回収の合理化・効率化

期中管理部門との連携強化による代位弁済案件に対する早期回収の着手、回収目標額の設定、及び目標管理の徹底、サービサーの活用など、回収業務の合理化を図り、回収額の最大化に努めます。